

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者福祉推進課

担当名：障害福祉・自立支援医療担当

内線：3315

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B90	発達障害地域療育センター事業		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	発達障害者支援体制整備事業費		
事業期間	平成27年度～	根拠法令	発達障害者支援法第3条、第6条、第13条			宣言項目	06 次代を担う人財育成	SDGsゴール	10
	分野施策					030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2	
1 事業概要 児童発達支援センター等を運営する法人に作業療法士や臨床心理士等の専門職を配置した地域療育センターを障害保健福祉9圏域に1か所ずつ設置し、各圏域における療育体制の充実を図る。 (1) 発達障害地域療育センター事業 74,955千円			5 事業説明 (1) 事業内容 児童発達支援センター等に運営を委託し、作業療法士や臨床心理士等の専門職を配置して、発達障害の特性が気になる子供に対し個別療育及び親支援等を実施する。 また、利用する子供が通う地域の支援機関に対し、支援の方法を伝える地域支援を実施する。 (2) 事業計画 地域療育センターの運営 令和3年度：9か所 平成27年度開設：6か所（南西部、県央、東部、利根、西部及び秩父） 平成28年度開設：3か所（南部、川越比企及び北部） 平成29年度～：9か所 (3) 事業効果 ①中核発達支援センターの利用待機が解消される。 ②発達の特性が気になる子供が早期に必要な個別療育を受けられる。 <地域療育センターの利用者数> 平成27年度：実人数517人 延人数2,910人 平成28年度：実人数943人 延人数6,701人 平成29年度：実人数1,356人 延人数9,317人 平成30年度：実人数1,637人 延人数10,474人 令和元年度：実人数1,618人 延人数9,919人 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 児童発達支援センター等を運営する社会福祉法人やNPO法人等に運営を委託する。 (5) その他【変更点】 2か所のセンターにおいて、事業の運営の方法を見直し、地域療育センターに障害児通所支援事業所を併設することにより、個別療育等を障害児通所支援事業所において実施する。						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2、県1/2)									
3 地方財政措置の状況 (区分) 社会福祉費 (細目) 障害者自立支援費 (細節) 障害者自立支援費 (積算内容) 地域生活支援事業費等補助金									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.1人=10,450千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
			国庫支出金						
決定額	74,955	37,477					37,478	△4,795	
前年額	79,750	39,875					39,875		